

地域医療介護総合確保
基金（介護分）関係

地域医療介護総合確保基金（介護分）について

1 地域医療介護総合確保基金（介護分）の平成 27 年度予算案について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の成立に伴い、各都道府県へ設置された地域医療介護総合確保基金は、平成 26 年度はまず医療分野の事業を対象とし、介護分野の事業については、第 6 期介護保険事業計画がスタートする平成 27 年度から実施することとしている。

このため、平成 27 年度予算案においては、当基金の介護分野に係る事業分について、公費全体で 724 億円（国：483 億円 都道府県 241 億円）を計上しているところである。

なお、基金の財源には消費税増収分が充てられ、その 3 分の 1 を都道府県が負担することとされている。この都道府県負担分については、地方財政計画にその全額が計上され、地方交付税措置を講じることとされている。

【平成 27 年度予算案】地域医療介護総合確保基金（介護分）

（項）介護保険制度運営推進費

| | |
|------------------|--------|
| （目）医療介護体制改革推進交付金 | 483 億円 |
| ・介護施設等の整備 | 423 億円 |
| ・介護従事者の確保 | 60 億円 |

2 都道府県ヒアリングの実施について

各都道府県への基金の原資の配分については、平成 27 年度事業見込量等調査（平成 27 年 1 月 15 日付老健局高齢者支援課・振興課事務連絡）において都道府県より提出いただいたデータを基に、3 月上旬に都道府県ヒアリングを行い、これらを踏まえ、予算成立後速やかに内示する予定することとしている。

各都道府県におかれては、ヒアリングに当たり、管内市町村等の介護施設の整備状況や第 6 期介護保険事業（支援）計画における整備内容、介護人材の確保等に向けた取組を十分に把握したうえで、ご説明いただくようお願いする。

【今後のスケジュール案】

- ・ 1月15日 平成27年度事業見込量等調査の依頼
- ・ 2月20日 同調査票提出〆切
- ・ 3月4日～10日 地域医療介護総合確保基金（介護分）都道府県ヒアリング
- ・ 平成27年度予算成立後（速やかに） 内示、関係通知の改正・発出

※必要に応じ、人材確保事業を対象に追加ヒアリング・追加内示を実施

3 介護施設等の整備に関する事業について

(1) 対象事業の概要

地域包括ケアシステムの構築に向けて地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修に必要な経費等の助成を行うこととしている。

(参考) 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）の対象事業（案）

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援

(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホームの円滑な施設開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援

(2) 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

地域医療介護総合確保基金の対象事業として、特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質の向上を図るために、プライバシー保護のための改修を行う経費について新たに支援することとしている。

当事業は、特別養護老人ホームの多床室について、例えば、各ベッドが単にカーテンで仕切られているのみで、個人のプライバシーが確保されにくい状況にある場合に、各ベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮られることにより、十分なプライバシーの確保がされるよう改修を行う費用について支援を行うものである。

特別養護老人ホーム毎に、居室面積やベッド配置、照明・空調等の設備の設置場所等は様々であり、また、プライバシー確保に使用する建具の種類や材質は多種多様であるため、当基金を活用する際には、当該改修を行う施設に対し、創意工夫の下で利用者の居住環境の向上に資する改修をよう、地方自治体から必要に応じて助言等をお願いする。

(参考) 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 (案)

(改修の要件)

- ・各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。
- ・建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りでは不可とする。また、天井から隙間が空いていることは認める。

(単価)

- ・700千円／1床当たり

(3) 配分基礎単価 (案)

介護施設等の整備に関する事業分の基金の配分基礎単価(公費全体)は以下のとおり予定している。各都道府県における平成27年度施設整備等の助成単価については、配分基礎単価の範囲内で各都道府県知事が定めることとなるので参考にされたい。

なお、配分基礎単価案は、昨今の建築費用(資材費及び労務費)の動向を踏まえ、従前の「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」等のものより引上げを行っているので留意されたい。

○地域密着型サービス施設等の整備への助成

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|-----------------------------------|-----------------|------|
| 地域密着型サービス施設等の整備 | | |
| ・ 地域密着型特別養護老人ホーム | 2,000～4,270千円 | 整備床数 |
| ・ 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～53,400千円 | 施設数 |
| ・ 小規模な養護老人ホーム | 2,270千円 | 整備床数 |
| ・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～4,270千円 | 整備床数 |
| ・ 都市型軽費老人ホーム | 1,700千円 | 整備床数 |
| ・ 認知症高齢者グループホーム | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5,670千円 | 施設数 |
| ・ 複合型サービス事業所 | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 認知症対応型デイサービスセンター | 11,300千円 | 施設数 |
| ・ 介護予防拠点 | 8,500千円 | 施設数 |
| ・ 地域包括支援センター | 1,130千円 | 施設数 |
| ・ 生活支援ハウス | 34,000千円 | 施設数 |
| ・ 緊急ショートステイの整備 | 1,130千円 | 整備床数 |
| ・ 施設内保育施設 | 11,300千円 | 施設数 |

○介護施設等の施設開設準備経費の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|--|----------|--|
| 定員30名以上の広域型施設等 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム | 621千円 | 定員数 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業の設置） | 3,100千円 | 施設数 |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 | 621千円 | 定員数 （※ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所にあつては、宿泊定員数とする。） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 10,300千円 | 施設数 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム | 310千円 | 定員数 |

○定期借地権設定のための一時金の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 補助率 |
|---|---------------------------------|-------|
| 定員30名以上の広域型施設 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム | 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1 | 1 / 2 |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 | | |

○既存施設の改修等の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|---|------------|---------------|
| 既存施設のユニット化改修 | | |
| 「個室 → ユニット化」改修 | 1,130千円 | 整備床数 |
| 「多床室 → ユニット化」改修 | 2,270千円 | |
| ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム | | |
| 特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修 | 700千円 | 整備床数 |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 | 創設 1,930千円 | 転換床数 |
| | 改築 2,390千円 | |
| | 改修 964千円 | |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備にかかる施設開設準備経費 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 | 156千円 | 定員数 (転換床数) |

4 介護従事者の確保に関する事業について

介護従事者の確保に関する事業について多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進するために必要な経費等の助成を行うこととしている。

(参考) 地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業分)の対象事業(案)

1. 参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 等

2. 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・喀痰吸引等研修
 - ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に対する代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

3. 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用管理改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等

上記1～3に係る基盤の整備

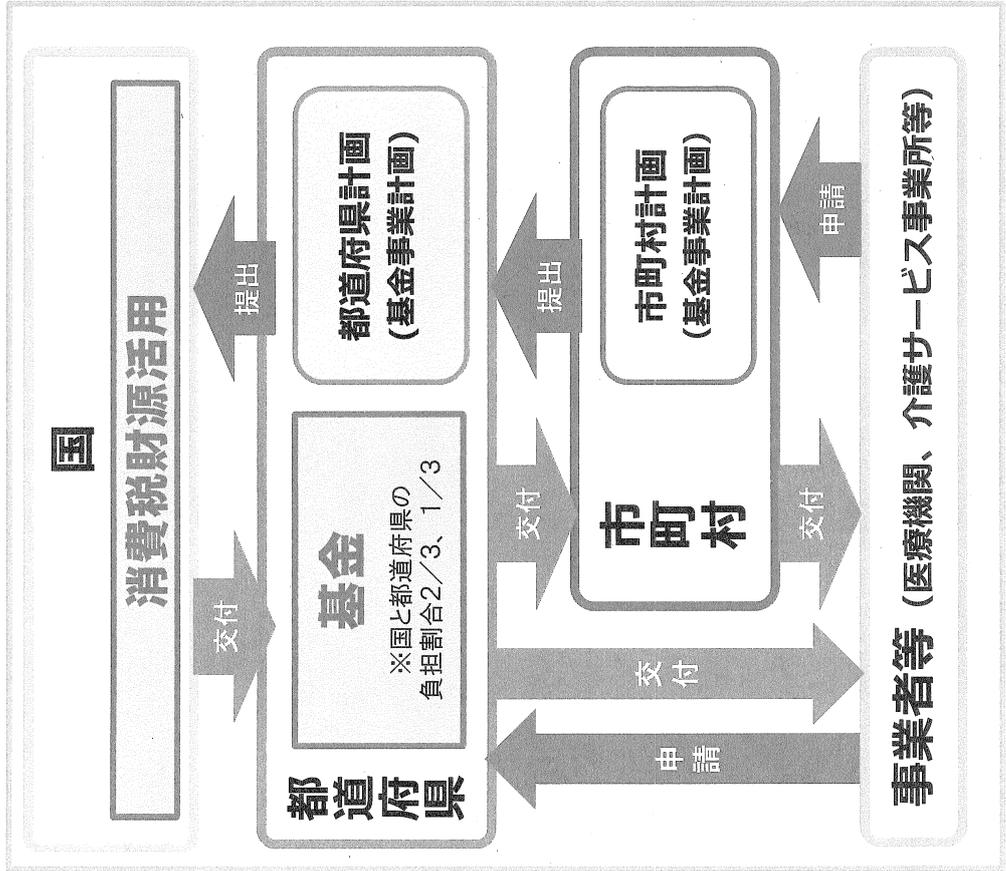
- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

地域医療介護総合確保基金

平成27年度予算(案) 公費で1,628億円
(医療分904億円、介護分724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。

各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) その他の高齢者向け施設等の整備助成

- ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
 - ・ 既存介護施設におけるスプリングラワー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。《平成26年度補正予算》
※消防法施行令が改正され、原則として全ての介護施設等についてスプリングラワーの設置が義務付け(H27.4施行、H30.3まで経過措置)
 - ・ 地域支え合いセンター整備など地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な事業を推進。
- ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
 - ・ 先進的・モデル的な事業の設備等に要する経費を支援。
- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 → 平成26年度末をもって震災対応分を除き終了
※「地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)」、「被災地健康支援事業」、「被災地健康支援事業」は復興まちづくり整備事業として継続。

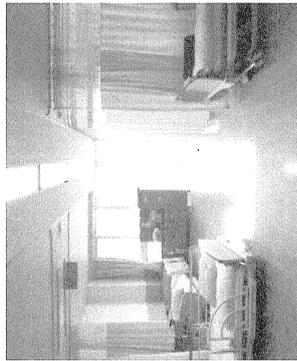
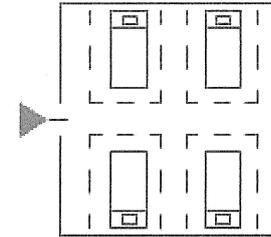
○ 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修(*)を行う費用を支援する。

(*) 各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めないが、家具やカーテンによる仕切りでは不可とする。また、天井から隙間が空いていることは認めない。

改修前

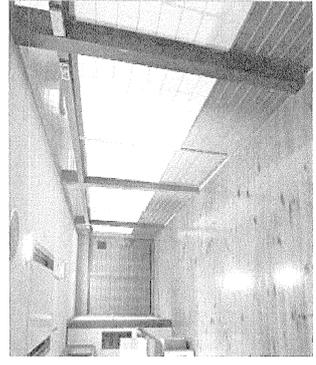
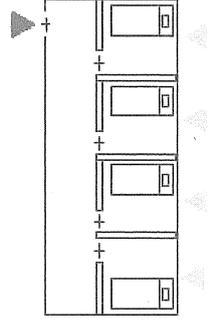
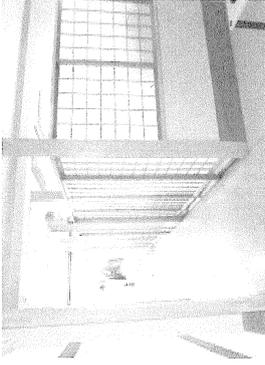
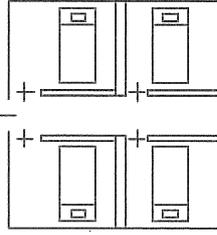
(例) カーテンで仕切られているのみ。



改修後

各床間に間仕切りや壁が設置され、他の入所者からの視線等が遮断されている。

《 間仕切り(建具)で仕切られている事例 》



プライバシー保護のための改修

他の入所者からの視線など、プライバシーが保護されていない。

地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業)
配分基礎単価(案)

○ 地域密着型サービス施設等の整備への助成

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|-----------------------------------|-----------------|------|
| 地域密着型サービス施設等の整備 | | |
| ・ 地域密着型特別養護老人ホーム | 2,000～4,270千円 | 整備床数 |
| ・ 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～53,400千円 | 施設数 |
| ・ 小規模な養護老人ホーム | 2,270千円 | 整備床数 |
| ・ 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～4,270千円 | 整備床数 |
| ・ 都市型軽費老人ホーム | 1,700千円 | 整備床数 |
| ・ 認知症高齢者グループホーム | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5,670千円 | 施設数 |
| ・ 複合型サービス事業所 | 15,000～32,000千円 | 施設数 |
| ・ 認知症対応型デイサービスセンター | 11,300千円 | 施設数 |
| ・ 介護予防拠点 | 8,500千円 | 施設数 |
| ・ 地域包括支援センター | 1,130千円 | 施設数 |
| ・ 生活支援ハウス | 34,000千円 | 施設数 |
| ・ 緊急ショートステイの整備 | 1,130千円 | 整備床数 |
| ・ 施設内保育施設 | 11,300千円 | 施設数 |

地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業) 配分基礎単価(案)

○ 介護施設等の施設開設準備経費の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|-----------------------------------|----------|--|
| 定員30名以上の広域型施設等 | | |
| ・特別養護老人ホーム | 621千円 | 定員数 |
| ・介護老人保健施設 | | |
| ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | |
| ・養護老人ホーム | | |
| ・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置) | | |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | |
| ・地域密着型特別養護老人ホーム | 621千円 | 定員数 (※ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所にあつては、宿泊定員数とする。) |
| ・小規模な介護老人保健施設 | | |
| ・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | |
| ・認知症高齢者グループホーム | | |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| ・複合型サービス事業所 | | |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | |
| ・都市型軽費老人ホーム | | |
| ・小規模な養護老人ホーム | | |
| | | |
| | | 定員数 |

**地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業)
配分基礎単価(案)**

○ 定期借地権設定のための一時金の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 補助率 |
|---|--|--------------|
| <p>定員30名以上の広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・ 養護老人ホーム | <p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1</p> | <p>1 / 2</p> |
| <p>定員29名以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 | | |

地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業)
配分基礎単価(案)

○ 既存施設の改修等の支援

| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 |
|---|------------|---------------|
| 既存施設のユニット化改修 | | |
| 「個室 → ユニット化」改修 | 1,130千円 | 整備床数 |
| 「多床室 → ユニット化」改修 | 2,270千円 | |
| ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム | | |
| 特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修 | 700千円 | 整備床数 |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 | 創設 1,930千円 | 転換床数 |
| | 改築 2,390千円 | |
| | 改修 964千円 | |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備にかかる施設開設準備経費 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 | 156千円 | 定員数 (転換床数) |

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成27年度予算(案)
公費で90億円

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充
(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
 - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
 - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
 - 介護未経験者に対する研修支援
 - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段階におけるアセスサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
 - 各種研修に係る代替要員の確保
 - 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
 - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
 - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
 - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

地域医療介護総合確保基金の対象事業等(介護従事者の確保に関する事業)

No. 1

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) |
|---|----------------------|---|---------------------------------|---|
| 基本整備 | 基盤整備 | 1 | 介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等) | ○ 都道府県単位で協議会を設置し、人材確保等に向けた取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図る |
| | | 2 | 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業 | ○ 都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営(事業の運営(評価基準の設計、実際の評価事務)、事業の周知) |
| 参入促進 | 介護人材の「すそ野」の拡大 | 3 | 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 | ○ 地域の介護事業者団体の業種横断連合(コンソーシアム)が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信 |
| | | | | ○ 介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントラダクション的な研修 |
| | | 4 | 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業 | ○ 介護事業者の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催 |
| | | | | ○ 介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント |
| | | | | ○ 家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント |
| | | | | ○ 地域住民への介護に係る基礎的な研修(介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼン向上、地域住民の地域包括ケアへの参加を推進) |
| | | 5 | 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 | ○ 学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報 |
| | | | | ○ 地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動 |
| 6 | 参入促進のための研修支援 | ○ 地域住民への権利擁護人材(市民後見人等)の必要性や役割に関する説明会等 | | |
| | | ○ 介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業 | | |
| 7 | 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業 | ○ NPO等が行う介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進 | | |
| | | ○ 新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修 | | |
| 8 | 地域のマッチング機能強化 | ○ 広域的な移動(輸送)サービス従事者養成研修…福祉車両の特性、乗降時の介助等 | | |
| | | ○ 広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修 | | |
| <p>○ 介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援</p> <p>※受け入れた学生が介護分野に就職した場合に限る</p> <p>○ 中途採用による初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)を、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援</p> | | | | |
| <p>○ 都道府県福祉人材センター等への求職者に対する合同就職説明会の実施</p> <p>○ キャリア支援専門員(仮称)による相談、的確な求人情報の提供、入職後のフォローアップ相談の実施</p> <p>○ 過疎地域等での合同就職説明会の実施によるUターン、Jターン、Jターンの促進。</p> <p>○ 過疎地等での体験就労のための旅費・就職支度金(敷金・礼金相当)の支援</p> | | | | |

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) |
|-------|--------------|-----|-----------------------------|---|
| 資質の向上 | キャリアアップ研修の支援 | 9 | 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中堅職員(経験年数3～5年程度)向けの子チームリーダーとして必要となるマネジメント研修に係る経費の支援 ○ 喀痰吸引等研修・認知症ケアに携わる介護従事者の研修・サービス提供責任者研修に係る経費の支援 ○ 主としてOJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修 ○ 各事業所におけるキャリアパスの確な運用を図るための研修経費の支援 ○ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援 |
| | 研修代替要員の確保支援 | 10 | 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | <p>(介護キャリアアリア段位普及促進に係るアセッサ一講習受講支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護キャリアアリア段位制度におけるアセッサ一講習を受講させるために事業所が負担した受講料に対する支援 <p>(介護支援専門員資質向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修(実務従事者基礎研修、専門(更新)研修)の実施に要する経費の支援 ○ 地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業者の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修 ○ ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を図る |
| | 潜在有資格者の再就業促進 | 11 | 潜在介護福祉士の再就業促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現任職員が各種研修(※)を受講している期間における代替職員の確保に要する経費の支援 <p>※介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修 ○ 潜在介護福祉士の介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験 ○ これら研修や職場体験を円滑に行うため、離職した介護福祉士の届出による所在等の把握する事業 |

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) |
|------------|------------------------------|-----|--|--|
| 資質の向上 | 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 | 12 | 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 | ○ 介護サービス事業所の管理者等に対する、必要な知識や技術を修得するための研修 |
| | | | | ○ かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修 |
| | | | | ○ 初期集中支援チーム員に対する、必要な知識や技術を習得するための研修 |
| | | | | ○ 認知症地域支援推進員に対する、必要な知識や技術を習得するための研修 |
| | | | | ○ 地域包括支援センター機能強化推進事業 |
| 労働環境・処遇の改善 | 人材育成力の強化 | 13 | 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 | ○ 生活支援コーディネーター養成研修 |
| | | | | ○ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等 |
| | | | | ○ 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築 |
| | | | | ○ 介護予防の推進に資する指導者を育成するため、都道府県リハビリテーション関連団体が、OT、PT、STIに対して実施する研修 |
| | | | | ○ 新人職員に対するプリセプターシップ・エルダー・メンターシップ・チューター制度などを整備しようとする事業者に対する当該制度構築のための研修 |
| 勤務環境改善支援 | 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 | 16 | ○ 管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会 | ○ 女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援 |
| | | | | ○ ICTを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会 |
| | | | | ○ キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し、管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築のための相談・指導 |
| | | | | (介護ロボット導入支援事業) |
| | | | | ○ 介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについての導入経費の支援 |
| 子育て支援 | 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 | 18 | ○ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の対象とならない事業場内保育施設への運営費の支援 | |

平成27年度地域医療介護総合確保基金の執行スケジュール(案)

| 時期 | 医療分 | 介護分 | 共通 |
|---------------|---|--|---|
| 平成27年 1月中旬 | <p>平成26年12月に実施済み</p> <p>①都道府県に事業量の調査依頼 (事業内容、規模等)</p> | <p>①都道府県に事業量の調査依頼 (整備予定、規模等) ※事業メニュー案の提示</p> | |
| 2月頃 | <p>②都道府県より事業量の提出</p> | <p>②都道府県より事業量の提出</p> | 厚生労働関係部局長会議 |
| 3月頃 | | <p>③事業量ヒアリング実施</p> | <p>全国医政関係主管課長会議 全国介護保険担当課長会議 ※交付要綱等案の提示</p> |
| 予算成立後 | <p>②'都道府県より事業量の見直し 提出</p> | <p>④都道府県へ内示</p> | <p>基金の交付要綱等の発出 ※都道府県計画の提出依頼(様式例を 提示)</p> |
| 5月頃 | <p>③事業量ヒアリング実施</p> | | 都道府県より都道府県計画案の 提出 |
| 6月頃 | <p>④都道府県へ内示</p> | | |
| 7月頃 | <p>⑤交付申請 ⑥交付決定</p> | <p>⑤交付申請 ⑥交付決定</p> | 都道府県より都道府県計画の 提出 |

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。